

リレーコラム

期待される指定団体の結束力

1. 指定団体制度廃止を巡って

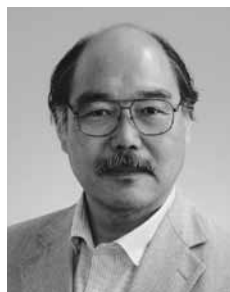
4月1日から施行された「改正畜産経営安定法」によって、これまでの指定生乳生産者団体制度は廃止された。今後の酪農対策を考える上で、この事実をしっかりと踏まえる必要がある。旧加工原料乳生産者補給金等暫定措置法で設置された「指定生乳生産者団体」は改正畜安法でも名前としては残っているが、まったく違うものであると認識すべきだ。暫定措置法では、指定団体の要件として当該地域内の販売乳量の相当の割合を占めていること（実際には5割以上）とされており、実質的に地域独占を背景とした乳業との乳価交渉力を強める形になっている。この要件がなくなることは、国の認定を背景にした指定団体による一元集荷・多元販売体制ではなくなることを意味する。現在でも乳業との力関係は圧倒的に乳業者が強いとされており、一元集荷体制が崩れると、生産者の力はますます弱くなるのが危惧される。

かつて、暫定措置法が改正され、不足払いから固定払いに変更された時も、補給金という言葉は残り、初年度の補給金単価も前年度と同額だったため、不足払い法が廃止になったとの認識はあまりされなかった。それが、実感されたのは2008年の飼料価格高騰時であった。2001年度からの制度でも一応生産コストの変化によって、補給金単価は変化することになってはいたが、固定支払いのためコスト上昇の1/7程度しか補給金単価に反映されず、酪農経営は大幅な赤字を余儀なくされた。その年の酪農家の1時間当たり所得がわずか766円となり、多くの経営が窮地に陥ったことを覚えている方は多いのではないかと。今回も指定団体の廃止が実感されるのは、一元集荷多元販売体制が実際に崩壊する時かもしれない。それでは遅すぎる。指定団体制度が全く別物になったことを踏まえ、指定団体をより強固にする取り組みに着手すべきだろう。10ブロック体制の見直しも含めた指定団体の連携が望まれる。

2. 一元集荷・多元販売体制崩壊の最悪のシナリオ

改正畜安法の施行によって、暫定措置法による「不足払い」制度の3本柱であった①国による乳製品在庫調整、②加工原料乳地帯の生産者のコストをカバーするための所得補てん制度（不足払い）、③指定生乳生産者団体による一元集荷・多元販売のすべてが廃止された。さらに、生産基盤の脆弱化が進む都府県酪農を維持発展させる仕組みは何もないと言っても過言でないだろう。当面はこれまでの指定団体による一元集荷・多元販売体制は継続されると思われるが、不足払い制度廃止の影響が明確になった飼料価格高騰のような事態が出来れば、不足払い制度以前の乳価乱高下時代に戻る恐れもある。

考えられる最悪のシナリオは、やはりTPP11や日EU EPAによる乳製品輸入の増大が引き金になるだろう。特に国産チーズの動向が焦点になる。関税率の引き下げにより抱き合わせ関税制度が有名無実化し、チーズ輸入が増大すれば国産チーズの生産は縮小せざるを得ない。乳業メーカーもどこまで国産にこだわるのが可能か。



日本大学生物資源科学部 教授 小林 信一

少なくとも、現在のような高いチーズ向け乳価を払い続けることはできないだろう。他の乳製品にどこまで振りむけることができるかだろうか。現在のところ難しいと言わざるを得ない。ホクレンは飲用向けに集乳する他事業者との対抗上、プール乳価を高くする必要に駆られ、内地への生乳・牛乳移送の増加以外に取る途がない。

そうならば、かつての南北戦争の再現となる。しかし。今回は都府県酪農に北海道を迎え撃つほどの力はないだろう。都府県の家族酪農の生産基盤はさらに弱体化を遂げるのみになる恐れがある。ギガ・メガファームが、直接乳業者に出荷することも想定される。大規模生産者が指定団体を通さないようになれば、指定団体の乳価交渉力は減退するだろうし、指定団体を構成する地域の農協・酪農協から大規模生産者が抜けることになれば、農協経営も厳しくなる。しかし、大規模生産者といえども、乳業者に比べれば小規模であり、個々に対応するなら、乳価交渉力を発揮することも難しいだろう。生産者は結集してこそ、力を発揮できる。この点は、イギリスのマーケティングボード解体の先例が示している。規制緩和によって生産者にも選択の余地を拡大するという大義名分の下、ボードが解体された結果、乳価は低下するとともに、不安定になってしまった。国は生産者が指定団体へ全量委託することは可能としているが、法的な裏付けがない中では難しくなるだろう。しかし、それ以外に方法はない。現在の10ブロックに「分けられている」指定団体をより大きくするチャンスと捉えて、結集を図るしか、生産者団体に残された道はない。

3. 生産者が主導する一元集荷・多元販売を

不足払い法は、1960年代の乱高下する乳価に翻弄された生産者や乳業メーカーの対立によって引き起こされた「乳価紛争」の中で、関係者の苦労によって生み出された。不足払い制度が、その後の酪農乳業の発展に大きく寄与したことは、あらためて確認するまでもない。その制度が理不尽にも廃止された。しかも、生産も消費も減少するという負のスパイラルに置かれている中である。こうした酪農乳業にとって厳しい状況をどう克服して、発展につなげていくかが問われている。こうした観点に立った時、酪農に関係する農協、酪農協、連合会、指定団体の組織整備は、待ったなしの状況になっていると考える。生産者団体は、家族酪農の発展のために小異を捨てて、大同を取ってほしい。組織整備による乳価交渉力強化やコスト削減の他、経営・技術支援など生産者団体ならではの役割の強化に組織をあげて取り組んでいただきたい。また、畜安法を家族酪農のセーフティネットとすべく、少なくとも他の畜産並みの酪農マルキン制度として、再度改正すべきだ。

酪農経営は、ここ数年目覚ましい回復ぶりを見せている。しかし現在の高収益状況は、一種のバブルと見るべきだろう。個体販売価格はもちろんのこと、プール乳価も長期的には下げの方向に向かうと見られる。高収益の現在こそ、今後に備える時期と言える。